

柏市週休2日制適用工事試行実施要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○柏市週休2日制<u>モデル</u>工事試行実施要領</p> <p>[1. 目的]</p> <p>本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、働き方改革の実現や職場環境の処遇改善など、建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日制を<u>確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）</u>を実施するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>[2. 用語の定義]</p> <p><u>(1) 発注者指定方式</u> 発注者が、週休2日に取り組むことをあらかじめ指定する方式</p> <p><u>(2) 受注者希望方式</u> 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式</p> <p><u>(3) 週休2日</u> 対象期間において、4週8休以上の現場閉所日を行ったと認められる状態をいう。</p> <p><u>(4) 対象期間</u> 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。 対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。</p> <p><u>(5) 現場閉所</u> 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p><u>(6) 4週8休以上</u> 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p><u>(7) 現場着手日</u></p>	<p>○柏市週休2日制<u>適用</u>工事試行実施要領</p> <p>[1. 目的]</p> <p>本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、働き方改革の実現や職場環境の処遇改善など、建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日制<u>適用工事</u>を実施するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>[2. 用語の定義]</p> <p><u>(1) 適用工事</u> 現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。</p> <p><u>(2) 現場閉所による週休2日工事</u></p> <p>1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。</p> <p>2) 対象期間 現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。 対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。</p> <p>3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>4) 現場着手日 現場事務所等の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。</p> <p>5) 現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。</p>

現場事務所等の設置，起工測量，資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

(8) 現場完成日

現場事務所の撤去，後片付け，清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷(対象期間の日数－対象期間外の日数)

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

対象期間において，4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所で専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお，降雨，降雪等による予定外の休日についても休日に含めるものとする。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者，技能労働者及び現場代理人をいう。ただし，従事期間が1週間未満の場合は除く。

4) 対象期間

元請業者対象者が当該工事に従事した期間※をいう。

※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間，下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。

5) 休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷(対象期間の日数－対象期間外の日数)

6) 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

(4) 対象期間外

1) 年末年始6日間，夏季休暇3日間

2) 工場製作のみを実施している期間

3) 工事全体を一時中止している期間

4) 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

(5) 現場の閉所状況または平均休日率の状況による区分

1) 4週6休

現場閉所率または平均休日率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満のことをいう。

### [3. 試行対象工事]

試行対象工事は、本市が一般競争入札で発注する工事（営繕関係工事は除く）のうち、発注者が指定する工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工日数（不稼働日を含む）が30日未満の工事
- (2) 通年維持管理工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 単価契約工事
- (4) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事  
例①災害復旧工事  
例②供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事
- (5) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事  
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事  
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

### [4. 実施方法]

(1) 発注者は、入札公告及び特記仕様書に当該工事が試行対象である旨を記載する。

#### 【入札公告記載例（発注者指定方式）】

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。

詳細については、特記仕様書及び「柏市週休2日制モデル工事試行実施要領」によるものとする。

#### 【特記仕様書記載例（発注者指定方式）】

### 2) 4週7休

現場閉所率または平均休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満のことをいう。

### 3) 4週8休

現場閉所率または平均休日率が28.5%（8日/28日）以上のことをいう。

### [3. 試行対象工事]

試行対象工事は、原則として本市が発注する工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場施工日数（不稼働日を含む）が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- (3) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

### [4. 実施方法]

(1) 発注者は、入札公告及び特記仕様書に当該工事が試行対象である旨を記載する。

#### 【入札公告記載例（発注者指定方式）】

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。

詳細については、特記仕様書及び「柏市週休2日制適用工事試行実施要領」によるものとする。

#### 【特記仕様書記載例（現場閉所による週休2日工事）】

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。
2. 受注者は、原則週休2日制で施工すること。
3. 工事期間内において、「柏市週休2日制モデル工事試行実施要領」（以下「要領」という。）に定める現場閉所率を達成したと認められる工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。
4. 週休2日制に掛かる費用については、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。
5. 週休2日の実施にあたっては、要領に基づき行うこと。

(2) 略

(3) 工事契約後、発注者が示した「工事工程表」を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。

(4) 受注者は、現場着手前に、現場着手日及び現場完了日を記した工事打合せ簿（別紙2）により、監督職員と対象期間について協議すること。

この際、対象期間内における現場閉所予定日がわかる「計画工程表」（任意様式）を併せて提出すること。

(5) 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。

ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①「計画工程表」等で監督職員が事前に把握している場合
- ②官公庁の休日の場合

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し、週休2日交替制工事に変更することができる。
4. 週休2日の実施にあたっては、「柏市週休2日制適用工事試行実施要領」に基づき行うこと。

【特記仕様書記載例（週休2日交替制工事）】

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、週休2日制適用工事である。
2. 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。
3. 週休2日の実施にあたっては、「柏市週休2日制適用工事試行実施要領」に基づき行うこと。

(2) 略

(3) 受注者は、工事契約後、発注者が示した「工事工程表」をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有し、現場着手前に監督職員と週休2日の取り組み方式と対象期間について工事打合せ簿（別紙2）により協議すること。また、対象期間内における現場閉所予定日または休日予定が分かる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。

(6) 受注者は、対象期間中、「計画工程表」（任意様式）に示した現場閉所予定日に作業を行う場合は、監督職員に事前に連絡すること。

(7) 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～④に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ①工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(8) 受注者は、毎月の「工事履行報告書」（別紙3）と併せて、「週休2日制適用工事チェックリスト」（別紙4）を監督職員に提出すること。また、「週休2日制適用工事チェックリスト」の確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。なお、「工事履行報告書」には現場閉所日数と現場閉所率を記載すること。（別紙3参照）

(9) 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる「工事履行報告書」及び「週休2日制適用工事チェックリスト」を監督職員に提出すること。

#### [5. 積算方法]

当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(1) 労務費 : 1.05

(2) 機械経費（賃料） : 1.04

(4) 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。

- ①工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合
- ③工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。

(5) 受注者は、毎月の「工事履行報告書」（別紙3）と併せて、「現場閉所チェックリスト」（別紙4）または、「休日確保状況チェックリスト」（別紙5）を監督職員に提出すること。また、「チェックリスト」の確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。なお、「工事履行報告書」には現場閉所日数と現場閉所率または平均休日率を記載すること。（別紙3参照）

(6) 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる「工事履行報告書」及び「チェックリスト」を監督職員に提出すること。

なお、現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日または休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。

#### [5. 積算方法]

積算方法については、千葉県が定める「週休2日制適用工事試行要領」を準用する。発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更を行うものとする。

(3) 共通仮設費率 : 1.04

(4) 現場管理費率 : 1.06

#### [6. 成績評定]

(1) 週休2日の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績の加点評価を行う。加点評価の考え方は「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取り扱いについて（平成30年4月6日付け国技建管第1号）」に基づき、以下のとおり行うものとする。

##### ①働き方改革

##### 5. 創意工夫 I. 創意工夫（監督職員評価項目）

本細別では、【その他】において次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組みを、当該工事において実施した場合に評価するものとする。

その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。）：+1点

その他（理由：若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。）：+1点

・事項名「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組み（社員教育や情報共有方法等）を、当該工事を実施した場合に評価するものとする

##### ②週休2日の確保

##### 2. 施工状況 II. 工程管理（監督員評価項目）

本細別では、新規事項を追加し、週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価するものとする。

休日・代休の確保を行っている。

その他（理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。

##### 2. 施工状況 II. 工程管理（統括リーダー評価項目）

本細別では、新規事項を追加し、週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価するものとする。

工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

その他（理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保

#### [6. 成績評定]

週休2日を実施できなかったことによる工事成績評定点の減点はない。

に取り組んだ。

(2) 週休2日（4週8休以上）の現場閉所の達成を発注者が確認できなかった場合であっても、点数を減ずる措置は行わないものとする。

#### [7. 実施の明示]

受注者は、公衆の見易い場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3以上とする。

#### [8. アンケートの実施]

発注者は受注者に対し、モデル工事に関するアンケート調査を実施するものとする。

発注者は工事検査通知書と併せて調査票を受注者に配布すること。

受注者は調査票の配布を受けた後、速やかに回答を記入し、監督職員に提出すること。

監督職員は受注者から調査票の提出を受けた後、技術管理課に提出すること。

#### [9. その他]

(1) 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項について、監督職員と協議すること。

(2) 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項について、技術管理課と協議すること。

#### [7. 実施の明示]

受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨を、工事看板等公衆が見やすい場所に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3以上とする。

#### [8. その他]

この要領に定めのない事項またはこの要領に疑義が生じた事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。